

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>店頭外国為替証拠金取引説明書 (DMM FX)</b></p> <p>お客様が当社と店頭外国為替証拠金取引（以下、「FX 取引」といいます。）を行われるに当たっては、本説明書を十分にお読み頂き、その内容をご理解頂いたうえで、取引<b>アカウント登録</b>をお申込み頂きますようお願い申し上げます。</p> <p>（以下、省略）</p> <p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について</p> <p>店頭外国為替証拠金取引は、その取引の仕組みやリスクが取引所において行われる取引所金融先物取引や外貨預金等とは異なるため、その取引にあたっては本説明書及び約款等を十分に読み、それら内容をご理解頂き、かつ、承諾頂く必要がございます。</p> <p>（1. ～ 3. 省略）</p> <p>4. <b>アカウント</b>管理費及び取引手数料は、無料です。</p> <p>（以下、省略）</p> <p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引のリスクについて</p>	<p style="text-align: center;"><b>店頭外国為替証拠金取引説明書 (DMM FX)</b></p> <p>お客様が当社と店頭外国為替証拠金取引（以下、「FX 取引」といいます。）を行われるに当たっては、本説明書を十分にお読み頂き、その内容をご理解頂いたうえで、取引<b>口座開設</b>をお申込み頂きますようお願い申し上げます。</p> <p>（以下、省略）</p> <p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について</p> <p>店頭外国為替証拠金取引は、その取引の仕組みやリスクが取引所において行われる取引所金融先物取引や外貨預金等とは異なるため、その取引にあたっては本説明書及び約款等を十分に読み、それら内容をご理解頂き、かつ、承諾頂く必要がございます。</p> <p>（1. ～ 3. 省略）</p> <p>4. <b>口座</b>管理費及び取引手数料は、無料です。</p> <p>（以下、省略）</p> <p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引のリスクについて</p>

店頭外国為替証拠金取引（以下、「FX 取引」という）には様々なリスクが存在します。お客様はお取引を開始される前に FX 取引に伴うリスクについて十分にご理解して頂く必要がございます。下記の内容をお読みになり、リスクについて理解、納得された上で**アカウント登録**の手続きを行って頂き、自己の判断と責任において取引を行うことが肝要となります。お客様ご自身が FX 取引を開始されるのが適切であるかどうかについて十分ご検討して頂きますようお願いいたします。

（以下、省略）

○為替変動リスク  
（内容省略）

○レバレッジによるリスク  
（内容省略）

○追加証拠金制度及びマージンカットにおけるリスク

毎営業日の証拠金維持率判定時刻（営業日クローズ時点）において、証拠金維持率が 100%を下回った場合には、お客様の新規未約定注文及び出金予約は、全て取消処理されます。この取消処理を行った後にも証拠金維持率が 100%を下回っている場合、証拠金維持率が 100%に回復するために必要な追加証拠金が発生します。また、証拠金維持率の判定は、建玉の評価については毎営業日の最後に配信された外国為替レート（終値）、代用有価証券の評価は直近の時価をもって判定しており、その後のレー

店頭外国為替証拠金取引（以下、「FX 取引」という）には様々なリスクが存在します。お客様はお取引を開始される前に FX 取引に伴うリスクについて十分にご理解して頂く必要がございます。下記の内容をお読みになり、リスクについて理解、納得された上で**口座開設**の手続きを行って頂き、自己の判断と責任において取引を行うことが肝要となります。お客様ご自身が FX 取引を開始されるのが適切であるかどうかについて十分ご検討して頂きますようお願いいたします。

（以下、省略）

○為替変動リスク  
（内容省略）

○レバレッジによるリスク  
（内容省略）

○追加証拠金制度及びマージンカットにおけるリスク

毎営業日の証拠金維持率判定時刻（営業日クローズ時点）において、証拠金維持率が 100%を下回った場合には、お客様の新規未約定注文及び出金予約は、全て取消処理されます。この取消処理を行った後にも証拠金維持率が 100%を下回っている場合、証拠金維持率が 100%に回復するために必要な追加証拠金が発生します。また、証拠金維持率の判定は、建玉の評価については毎営業日の最後に配信された外国為替レート（終値）、代用有価証券の評価は直近の時価をもって判定しており、その後のレー

ト変動等によりお客様の証拠金維持率が 100%以上に回復したとしても、追加証拠金の解消とはなりません。

お客様は追加証拠金が発生した翌営業日の 04 時 59 分までに、追加証拠金をお客様の FX 取引アカウントへ入金若しくは保有建玉の決済等により追加証拠金を解消しない限り、同営業日の 05 時 00 分をもって全ての未決済ポジションが反対売買により強制決済（マージンカット）されます（マージンカットは、原則として当該注文が執行された時にお客様に配信している価格で約定しますが、マージンカットや他の注文が殺到した場合には、約定処理に時間を要する場合があります。また、流動性の低下等により、配信レートの更新が行われない場合は、配信レートの更新が行われるまで約定が遅延することがあります）。なお、代用有価証券を新たに差し入れることで証拠金維持率が 100%以上に回復させることも可能ですが、追加証拠金の発生後に新たに代用有価証券の差入指示を行ったとしても、原則として、強制決済が行われる時刻までに当該代用有価証券の評価が預託証拠金には反映されません。

また、振込入金の際に取引アカウント名義人名と振込名義人名に相違がある場合、クイック入金エラーとなった場合、入金が即座に反映されない場合や、金融機関が休業日である場合など、入金期限までに入金の確認が取れない場合においても、全ての未決済ポジションは反対売買により強制決済されます。

○逆指値注文リスク及びロスカットリスク  
(内容省略)

○FX 取引の性質とリスク

ト変動等によりお客様の証拠金維持率が 100%以上に回復したとしても、追加証拠金の解消とはなりません。

お客様は追加証拠金が発生した翌営業日の 04 時 59 分までに、追加証拠金をお客様の FX 取引口座へ入金若しくは保有建玉の決済等により追加証拠金を解消しない限り、同営業日の 05 時 00 分をもって全ての未決済ポジションが反対売買により強制決済（マージンカット）されます（マージンカットは、原則として当該注文が執行された時にお客様に配信している価格で約定しますが、マージンカットや他の注文が殺到した場合には、約定処理に時間を要する場合があります。また、流動性の低下等により、配信レートの更新が行われない場合は、配信レートの更新が行われるまで約定が遅延することがあります）。なお、代用有価証券を新たに差し入れることで証拠金維持率が 100%以上に回復させることも可能ですが、追加証拠金の発生後に新たに代用有価証券の差入指示を行ったとしても、原則として、強制決済が行われる時刻までに当該代用有価証券の評価が預託証拠金には反映されません。

また、振込入金の際に取引口座名義人名と振込名義人名に相違がある場合、クイック入金エラーとなった場合、入金が即座に反映されない場合や、金融機関が休業日である場合など、入金期限までに入金の確認が取れない場合においても、全ての未決済ポジションは反対売買により強制決済されます。

○逆指値注文リスク及びロスカットリスク  
(内容省略)

○FX 取引の性質とリスク

<p>(内容省略)</p> <p>○金利変動リスク (内容省略)</p> <p>○流動性リスク (内容省略)</p> <p>○信用リスク (内容省略)</p> <p>○当社 FX 取引システムの利用に係るリスクについて      当社の FX 取引システムを利用したお取引には、FX 取引一般に係るリスクに加え、当社システムをご利用いただいた場合には以下のリスクが存在します。お客様にはお取引を開始される前に当社システム利用に伴うリスクについて、十分にご理解をいただく必要がございます。下記内容を熟読し、リスクについて十分に理解、納得された上で<u>アカウント登録</u>の手続き及びお取引を行っていただきますようお願いいたします。</p> <p>((1)～(3) 省略)</p> <p>(4) ロスカットに伴うリスク      FX 取引サービスにおいては、証拠金維持率が 50%以下となった段階で保有している全てのポジションを決済するよう自動的に決済注文が発注されます。原則として当該注文が執行された時にお客様に配信している価格で約定しますが、ロスカット注文や他の注文が殺到した場合には、約定処理に時間を要する場合があります。かかる注文については、約定</p>	<p>(内容省略)</p> <p>○金利変動リスク (内容省略)</p> <p>○流動性リスク (内容省略)</p> <p>○信用リスク (内容省略)</p> <p>○当社 FX 取引システムの利用に係るリスクについて      当社の FX 取引システムを利用したお取引には、FX 取引一般に係るリスクに加え、当社システムをご利用いただいた場合には以下のリスクが存在します。お客様にはお取引を開始される前に当社システム利用に伴うリスクについて、十分にご理解をいただく必要がございます。下記内容を熟読し、リスクについて十分に理解、納得された上で<u>口座開設</u>の手続き及びお取引を行っていただきますようお願いいたします。</p> <p>((1)～(3) 省略)</p> <p>(4) ロスカットに伴うリスク      FX 取引サービスにおいては、証拠金維持率が 50%以下となった段階で保有している全てのポジションを決済するよう自動的に決済注文が発注されます。原則として当該注文が執行された時にお客様に配信している価格で約定しますが、ロスカット注文や他の注文が殺到した場合には、約定処理に時間を要する場合があります。かかる注文については、約定</p>
--	---

を優先させる取引であるため、複数のカバー先等からの配信レートの中から約定の可能性が高いと考えられるレートを選択し適用することがあります。そのため、提示されているレートよりもお客様にとって不利なレートで約定することや、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。

なお、証拠金維持率が50%以下となった時点で、有効なレートが配信されていない場合、有効なレートが配信されるまでロスカット処理に時間を要することや、実際にロスカットが行われた場合に、預託証拠金を上回る損失が発生することがあります。また、お客様がロスカットを回避する目的で、ロスカット執行前に現金や代用有価証券を当社に差し入れた場合でも、その理由の如何に関わらず取引アカウントへの反映が間に合わず、ロスカットにより強制決済が執行されることがあります。

((5)～(6) 省略)

#### (7) 振込入金に伴うリスク

振込入金の際に、ご登録名と振込名義人名に相違があることが判明した場合には、お客様の取引及び出金を制限させていただくことがあります。また、本取引システムにおける入金処理が完了し、取引をされた場合でも、原則として当該振込入金の取消を行うこととします。この場合に生じた損失、機会利益の逸失、費用負担について当社は一切の責任を負いません。

また、クイック入金のご利用に際し、インターネット回線の切断あるいは瞬間的な接続障害や振込手続き完了前にブラウザを「閉じる」ボタンにて閉じてしまった場合などには、クイック入金エラーとなり、お取引アカウントにご入金が入金が即座に反映されない場合があります。この場

を優先させる取引であるため、複数のカバー先等からの配信レートの中から約定の可能性が高いと考えられるレートを選択し適用することがあります。そのため、提示されているレートよりもお客様にとって不利なレートで約定することや、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。

なお、証拠金維持率が50%以下となった時点で、有効なレートが配信されていない場合、有効なレートが配信されるまでロスカット処理に時間を要することや、実際にロスカットが行われた場合に、預託証拠金を上回る損失が発生することがあります。また、お客様がロスカットを回避する目的で、ロスカット執行前に現金や代用有価証券を当社に差し入れた場合でも、その理由の如何に関わらず取引口座への反映が間に合わず、ロスカットにより強制決済が執行されることがあります。

((5)～(6) 省略)

#### (7) 振込入金に伴うリスク

振込入金の際に、ご登録名と振込名義人名に相違があることが判明した場合には、お客様の取引及び出金を制限させていただくことがあります。また、本取引システムにおける入金処理が完了し、取引をされた場合でも、原則として当該振込入金の取消を行うこととします。この場合に生じた損失、機会利益の逸失、費用負担について当社は一切の責任を負いません。

また、クイック入金のご利用に際し、インターネット回線の切断あるいは瞬間的な接続障害や振込手続き完了前にブラウザを「閉じる」ボタンにて閉じてしまった場合などには、クイック入金エラーとなり、お取引口座にご入金が入金が即座に反映されない場合があります。この場合に生

<p>合に生じた損失、機会利益の逸失、費用負担についても当社は一切の責任を負いません。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>○関連法規等の変更によるリスク (内容省略)</p> <p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて</p> <p>当社による店頭外国為替証拠金取引(「DMM FX」以下、「FX 取引」という)は、金融商品取引法その他の関係法令及び一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。</p> <p>FX 取引は、お客様が所定の証拠金を当社に事前に預け入れることにより、通貨の売買取引を行う店頭外国為替証拠金取引(金融商品取引法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第1号に規定する取引)であり、当該売買の目的となっている通貨の新規の売りもしくは買い、これらに対する決済の売りもしくは買いによる差金決済の授受によって決済する取引です。FX 取引にはこの決済による売買損益の他にスワップポイントによる損益が発生します。</p> <p><b>アカウント登録について</b></p> <p><u>アカウント登録</u>のお申し込みは、当社所定の方法にて受付しております。お問い合わせ等はカスタマーサポート(0120-961-522)もしくは、メール(support-dmm@sec.dmm.com)でお受け致します。</p>	<p>じた損失、機会利益の逸失、費用負担についても当社は一切の責任を負いません。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>○関連法規等の変更によるリスク (内容省略)</p> <p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて</p> <p>当社による店頭外国為替証拠金取引(「DMM FX」以下、「FX 取引」という)は、金融商品取引法その他の関係法令及び一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。</p> <p>FX 取引は、お客様が所定の証拠金を当社に事前に預け入れることにより、通貨の売買取引を行う店頭外国為替証拠金取引(金融商品取引法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第1号に規定する取引)であり、当該売買の目的となっている通貨の新規の売りもしくは買い、これらに対する決済の売りもしくは買いによる差金決済の授受によって決済する取引です。FX 取引にはこの決済による売買損益の他にスワップポイントによる損益が発生します。</p> <p><b>口座開設について</b></p> <p><u>口座開設</u>のお申し込みは、当社所定の方法にて受付しております。お問い合わせ等はカスタマーサポート(0120-961-522)もしくは、メール(support-dmm@sec.dmm.com)でお受け致します。</p>
--	---

<p>FX取引は大きなリターンを得られる反面、大きなリスクを伴う取引です。当社ではFX取引<u>アカウント</u>を登録して頂く場合には、次の要件を満たして頂くことが必要となります。</p> <p>(1. 省略)</p> <p>2. 当社が定める基準を満たしていること。当社の基準の主なものは以下のとおりです。      ≪個人のお客様の場合≫      ((1)～(13) 省略)</p> <p>(14) 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、且つ将来にわたって、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。</li> <li>・現在、且つ将来にわたって、反社会的勢力の企業の役職員ではないこと。</li> <li>・自ら又は第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。</li> <li>・マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。</li> <li>・上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、又は通知により<u>アカウント</u>が解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て自己の責任とすること。</li> </ul>	<p>FX取引は大きなリターンを得られる反面、大きなリスクを伴う取引です。当社ではFX取引<u>口座</u>を開設して頂く場合には、次の要件を満たして頂くことが必要となります。</p> <p>(1. 省略)</p> <p>2. 当社が定める基準を満たしていること。当社の基準の主なものは以下のとおりです。      ≪個人のお客様の場合≫      ((1)～(13) 省略)</p> <p>(14) 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、且つ将来にわたって、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。</li> <li>・現在、且つ将来にわたって、反社会的勢力の企業の役職員ではないこと。</li> <li>・自ら又は第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。</li> <li>・マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。</li> <li>・上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、又は通知により<u>口座</u>が解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て自己の責任とすること。</li> </ul>
---	---

<p>(以下、省略)</p> <p>((15)～(16) 省略)</p> <p>※当社における審査の結果、お客様の本<b>アカウント登録</b>を承諾しなかった場合、その審査及び理由について、いかなる場合においても開示しないものとします。</p> <p>《法人のお客様の場合》</p> <p>((1)～(11) 省略)</p> <p>(12) 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、且つ将来にわたって、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。</li> <li>・自ら又は第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。</li> <li>・マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。</li> <li>・上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、又は通知により<b>アカウント</b>が解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て自己の責任とすること。</li> </ul> <p>(以下、省略)</p> <p>※当社の定める「取引担当者」の基準の主なものは以下のようになっております。</p>	<p>(以下、省略)</p> <p>((15)～(16) 省略)</p> <p>※当社における審査の結果、お客様の本<b>取引口座開設</b>を承諾しなかった場合、その審査及び理由について、いかなる場合においても開示しないものとします。</p> <p>《法人のお客様の場合》</p> <p>((1)～(11) 省略)</p> <p>(12) 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、且つ将来にわたって、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。</li> <li>・自ら又は第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。</li> <li>・マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。</li> <li>・上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、又は通知により<b>口座</b>が解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て自己の責任とすること。</li> </ul> <p>(以下、省略)</p> <p>※当社の定める「取引担当者」の基準の主なものは以下のようになっております。</p>
---	---

<p>&lt;取引担当者基準&gt;</p> <p>○取引担当者は1 <u>アカウント</u>につき1名。</p> <p>○取引担当者と法人代表者は同一でも可能。</p> <p>○法人代表者に代わり当社との取引について、責任及び権限があること。</p> <p>○日本国内に居住する満18歳以上（高校生を除く）満75歳未満の行為能力を有する個人であること。</p> <p>○<u>アカウント</u>名義人である法人の役職員であること。</p> <p>○反社会的勢力について以下の点を誓約すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、且つ将来にわたって、役職員が暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。</li> <li>・現在、且つ将来にわたって、反社会的勢力の企業の役職員ではないこと。</li> <li>・自ら又は第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。</li> <li>・マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。</li> <li>・上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、又は通知により <u>アカウント</u>が解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て自己の責任とすること。</li> </ul> <p>※反社会的勢力には、法令規則その他の事情に鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含みます。</p>	<p>&lt;取引担当者基準&gt;</p> <p>○取引担当者は1 <u>口座</u>につき1名。</p> <p>○取引担当者と法人代表者は同一でも可能。</p> <p>○法人代表者に代わり当社との取引について、責任及び権限があること。</p> <p>○日本国内に居住する満18歳以上（高校生を除く）満75歳未満の行為能力を有する個人であること。</p> <p>○<u>口座</u>名義人である法人の役職員であること。</p> <p>○反社会的勢力について以下の点を誓約すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、且つ将来にわたって、役職員が暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。</li> <li>・現在、且つ将来にわたって、反社会的勢力の企業の役職員ではないこと。</li> <li>・自ら又は第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。</li> <li>・上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、又は通知により <u>口座</u>が解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て自己の責任とすること。</li> </ul> <p>※反社会的勢力には、法令規則その他の事情に鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含みます。</p>
--	---

<p>○取引担当者の判断と責任により店頭外国為替証拠金取引を行うことができること。</p> <p>○その他当社が定める基準を満たしていること。</p> <p>※当社における審査の結果、お客様の本<b>アカウント登録</b>を承諾しなかった場合、その審査及び理由について、いかなる場合においても開示しないものとします。</p> <p>3. <b>アカウント</b>審査において、お客様のご本人の確認をする目的で、当社の定める書類をご提出していただくことを要します。本人確認書類の種類については、当社ホームページ (<a href="https://fx.dmm.com/">https://fx.dmm.com/</a>) でご確認ください。なお、ご提出いただいた書類は返却いたしません。</p> <p><b>当社の為替リスク管理について</b> (内容省略)</p> <p><b>お取引について</b> 当社が取り扱う FX 取引 (DMM FX) の取引方法は以下のとおりです。</p> <p>(1. ～7. 省略)</p> <p>8. 追加証拠金制度</p> <p>1) 毎営業日のマーケットクローズ時点で証拠金維持率判定 (建玉の評価については毎営業日の最後に配信された外国為替レート (終値)、代用有価証券の評価は直近の時価により計算) を行っており、当該時点において、お客様の証拠金維持率が 100% を下回った場合には、翌営業日のオ</p>	<p>○取引担当者の判断と責任により店頭外国為替証拠金取引を行うことができること。</p> <p>○その他当社が定める基準を満たしていること。</p> <p>※当社における審査の結果、お客様の本<b>取引口座開設</b>を承諾しなかった場合、その審査及び理由について、いかなる場合においても開示しないものとします。</p> <p>3. <b>口座</b>審査において、お客様のご本人の確認をする目的で、当社の定める書類をご提出していただくことを要します。本人確認書類の種類については、当社ホームページ (<a href="https://fx.dmm.com/">https://fx.dmm.com/</a>) でご確認ください。なお、ご提出いただいた書類は返却いたしません。</p> <p><b>当社の為替リスク管理について</b> (内容省略)</p> <p><b>お取引について</b> 当社が取り扱う FX 取引 (DMM FX) の取引方法は以下のとおりです。</p> <p>(1. ～7. 省略)</p> <p>8. 追加証拠金制度</p> <p>1) 毎営業日のマーケットクローズ時点で証拠金維持率判定 (建玉の評価については毎営業日の最後に配信された外国為替レート (終値)、代用有価証券の評価は直近の時価により計算) を行っており、当該時点において、お客様の証拠金維持率が 100% を下回った場合には、翌営業日のオ</p>
--	--

オープン時点で追加証拠金が発生します。お客様が、当該翌営業日の 04 時 59 分までに、お客様の取引アカウントに入金する等により追加証拠金を解消しない限り、当該翌営業日の 05 時 00 分に、当社がお客様に事前に通知することなく、お客様の計算において全ての未決済ポジションを反対売買により強制決済（マージンカット）します。

(以下、省略)

2) 追加証拠金を解消するには、お客様は第 1 項所定の期日までに、以下のいずれかの方法を採用することが必要となります。

- (1) 「追加証拠金額※」以上の現金 (円貨。以下、本説明書において同じ。) の入金 (DMM CFD、DMM 株及び DMM バヌーシーの取引アカウントからの振替入金も含みます) 若しくは、当社の定める代用有価証券の差入※ (以下、省略)

#### 9. ロスカットルール

1) FX 取引では、お客様の多額の損失の発生を未然に防ぐため、定期的にお客様の取引アカウントの値洗いを行い、証拠金維持率がロスカットラインである 50%以下となった場合、全ての未約定注文が取消され、当社がお客様に事前に通知することなく、お客様の計算において全ての未決済ポジションを自動的に決済 (ロスカット) します。なお、未約定注文が取消され、証拠金維持率が 50%を回復した場合、ロスカットは執行されません。

2) (内容省略)

3) お客様の証拠金維持率は、お客様の取引アカウントにおける最新の証拠金維持率に応じて 3つのグループに分けられ、一般社団法人金融先物取引業協会の規則に定める監視間隔 (原則として 1 分以内) 以内で計

オープン時点で追加証拠金が発生します。お客様が、当該翌営業日の 04 時 59 分までに、お客様の取引口座に入金する等により追加証拠金を解消しない限り、当該翌営業日の 05 時 00 分に、当社がお客様に事前に通知することなく、お客様の計算において全ての未決済ポジションを反対売買により強制決済（マージンカット）します。

(以下、省略)

2) 追加証拠金を解消するには、お客様は第 1 項所定の期日までに、以下のいずれかの方法を採用することが必要となります。

- (1) 「追加証拠金額※」以上の現金 (円貨。以下、本説明書において同じ。) の入金 (DMM CFD、DMM 株及び DMM バヌーシーの取引口座からの振替入金も含みます) 若しくは、当社の定める代用有価証券の差入※ (以下、省略)

#### 9. ロスカットルール

1) FX 取引では、お客様の多額の損失の発生を未然に防ぐため、定期的にお客様の取引口座の値洗いを行い、証拠金維持率がロスカットラインである 50%以下となった場合、全ての未約定注文が取消され、当社がお客様に事前に通知することなく、お客様の計算において全ての未決済ポジションを自動的に決済 (ロスカット) します。なお、未約定注文が取消され、証拠金維持率が 50%を回復した場合、ロスカットは執行されません。

2) (内容省略)

3) お客様の証拠金維持率は、お客様の取引口座における最新の証拠金維持率に応じて 3つのグループに分けられ、一般社団法人金融先物取引業協会の規則に定める監視間隔 (原則として 1 分以内) 以内で計算され

算されております。ただし、システム障害が発生した場合、取引者数や取引数量が一時的に増加した場合、また、その他何らかの理由によりシステムの負荷が上昇した場合等においては、証拠金維持率の監視間隔は、上記の監視間隔の時間を超えてしまうことがあります。

(以下、省略)

(10. ～14. 省略)

## 15. 証拠金

### (1) 証拠金の差入れ

FX 取引を開始するためには、所定の現金若しくは代用有価証券を当社に預け入れる必要があります。

証拠金に代えて取り扱える代用有価証券は、日本国内に上場されている国内株式、投資信託等 (ETF、REIT をいいます)、投資証券 (ETN をいいます) で、その評価額は、前国内株式営業日の時価 (終値) に 70% の掛目を乗じた額となります。ただし、金融市場の動向等による金融商品取引所の決定や、当社の判断により代用有価証券として取り扱うことができる銘柄の変更や掛目の変更を行うことがあります。これら状況については、当社のホームページ等でお知らせいたします。

また、代用有価証券を証拠金として使用する場合には、事前に「DMM FX」アカウントと同一名義人名の「DMM 株」アカウントを登録する必要があります (NISA 口座及びジュニア NISA 口座で保有している銘柄については代用有価証券として扱えません)。

### (2) 証拠金必要額

ております。ただし、システム障害が発生した場合、取引者数や取引数量が一時的に増加した場合、また、その他何らかの理由によりシステムの負荷が上昇した場合等においては、証拠金維持率の監視間隔は、上記の監視間隔の時間を超えてしまうことがあります。

(以下、省略)

(10. ～14. 省略)

## 15. 証拠金

### (1) 証拠金の差入れ

FX 取引を開始するためには、所定の現金若しくは代用有価証券を当社に預け入れる必要があります。

証拠金に代えて取り扱える代用有価証券は、日本国内に上場されている国内株式、投資信託等 (ETF、REIT をいいます)、投資証券 (ETN をいいます) で、その評価額は、前国内株式営業日の時価 (終値) に 70% の掛目を乗じた額となります。ただし、金融市場の動向等による金融商品取引所の決定や、当社の判断により代用有価証券として取り扱うことができる銘柄の変更や掛目の変更を行うことがあります。これら状況については、当社のホームページ等でお知らせいたします。

また、代用有価証券を証拠金として使用する場合には、事前に「DMM FX」口座と同一名義人名の「DMM 株」口座を開設する必要があります (NISA 口座及びジュニア NISA 口座で保有している銘柄については代用有価証券として扱えません)。

### (2) 証拠金必要額

## 【約定時必要証拠金】

新規取引時（注文の際を含む）に必要となる証拠金は、各通貨ペアとも取引の額に対して、個人アカウント、法人アカウントとも最低4%以上の証拠金が必要となります。なお、法人アカウントの場合は、一般社団法人金融先物取引業協会が算出した通貨ペアごとの為替リスク想定比率を取引の額に乗じて得た額と、取引の額に4%を乗じて得た額のどちらか高い額以上の証拠金が必要となります。為替リスク想定比率とは、金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第27項第1号に規定される定量的計算モデルを用い算出されます。約定時必要証拠金の計算式は以下のとおりです（ただし、対円通貨ペアについて換算レートはありません）。

新規約定時の取引レート×Lot数×取引単位×新規約定時の換算レート（仲値）×4%（法人アカウントの場合、為替リスク想定比率に応じて変動あり）

## 【維持必要証拠金】

ロールオーバーしてポジションを維持するために必要となる証拠金を指し、各通貨ペアとも取引の額に対して、個人アカウント、法人アカウントとも最低4%以上の証拠金が必要となります。なお、法人アカウントの場合は、一般社団法人金融先物取引業協会が算出した通貨ペアごとの為替リスク想定比率を取引の額に乗じて得た額と、取引の額に4%を乗じて得た額のどちらか高い額以上の証拠金が必要となります。為替リスク想定比率とは、金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第27項第1号に規定される定量的計算モデルを用い算出されます。維持必要証拠金の計算式は以下のとおりです（ただし、対円通貨ペアについて換算レートはありません）。

## 【約定時必要証拠金】

新規取引時（注文の際を含む）に必要となる証拠金は、各通貨ペアとも取引の額に対して、個人口座、法人口座とも最低4%以上の証拠金が必要となります。なお、法人口座の場合は、一般社団法人金融先物取引業協会が算出した通貨ペアごとの為替リスク想定比率を取引の額に乗じて得た額と、取引の額に4%を乗じて得た額のどちらか高い額以上の証拠金が必要となります。為替リスク想定比率とは、金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第27項第1号に規定される定量的計算モデルを用い算出されます。約定時必要証拠金の計算式は以下のとおりです（ただし、対円通貨ペアについて換算レートはありません）。

新規約定時の取引レート×Lot数×取引単位×新規約定時の換算レート（仲値）×4%（法人口座の場合、為替リスク想定比率に応じて変動あり）

## 【維持必要証拠金】

ロールオーバーしてポジションを維持するために必要となる証拠金を指し、各通貨ペアとも取引の額に対して、個人口座、法人口座とも最低4%以上の証拠金が必要となります。なお、法人口座の場合は、一般社団法人金融先物取引業協会が算出した通貨ペアごとの為替リスク想定比率を取引の額に乗じて得た額と、取引の額に4%を乗じて得た額のどちらか高い額以上の証拠金が必要となります。為替リスク想定比率とは、金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第27項第1号に規定される定量的計算モデルを用い算出されます。維持必要証拠金の計算式は以下のとおりです（ただし、対円通貨ペアについて換算レートはありません）。

<p>終値×Lot 数×取引単位×ロールオーバー時の換算レート（終値の仲値）×4%（法人<b>アカウント</b>の場合、為替リスク想定比率に応じて変動あり）</p> <p>なお、ロールオーバー時に純資産額が維持必要証拠金の額を下回った場合には、追加証拠金が発生いたします。追加証拠金については、「8. 追加証拠金制度」をご確認下さい。</p> <p>((3) ~ (4) 省略)</p> <p>(5) 用語の説明</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預託証拠金残高</td> <td>取引日基準における現金の証拠金残高</td> </tr> <tr> <td>代用証券評価額</td> <td>代用有価証券の証拠金としての評価額</td> </tr> <tr> <td>ポジション必要証拠金</td> <td>その時点のポジションを持つために必要な証拠金</td> </tr> <tr> <td>注文証拠金</td> <td>未約定の注文に係る証拠金</td> </tr> <tr> <td>証拠金維持率</td> <td>取引内容に対する証拠金の余力の割合</td> </tr> <tr> <td>評価損益</td> <td>その時点のポジションに対する未決済スワップ金額を含む評価額</td> </tr> <tr> <td>建玉評価損益</td> <td>その時点のポジションに対する評価額（スワップ含まず）</td> </tr> <tr> <td>建玉可能額</td> <td>新規建玉に利用できる証拠金額</td> </tr> <tr> <td>出金可能額</td> <td>預託証拠金残高と代用証券評価額の合計額のうち出金予約できる金額</td> </tr> </tbody> </table>	用語	説明	預託証拠金残高	取引日基準における現金の証拠金残高	代用証券評価額	代用有価証券の証拠金としての評価額	ポジション必要証拠金	その時点のポジションを持つために必要な証拠金	注文証拠金	未約定の注文に係る証拠金	証拠金維持率	取引内容に対する証拠金の余力の割合	評価損益	その時点のポジションに対する未決済スワップ金額を含む評価額	建玉評価損益	その時点のポジションに対する評価額（スワップ含まず）	建玉可能額	新規建玉に利用できる証拠金額	出金可能額	預託証拠金残高と代用証券評価額の合計額のうち出金予約できる金額	<p>終値×Lot 数×取引単位×ロールオーバー時の換算レート（終値の仲値）×4%（法人<b>口座</b>の場合、為替リスク想定比率に応じて変動あり）</p> <p>なお、ロールオーバー時に純資産額が維持必要証拠金の額を下回った場合には、追加証拠金が発生いたします。追加証拠金については、「8. 追加証拠金制度」をご確認下さい。</p> <p>((3) ~ (4) 省略)</p> <p>(5) 用語の説明</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預託証拠金残高</td> <td>取引日基準における現金の証拠金残高</td> </tr> <tr> <td>代用証券評価額</td> <td>代用有価証券の証拠金としての評価額</td> </tr> <tr> <td>ポジション必要証拠金</td> <td>その時点のポジションを持つために必要な証拠金</td> </tr> <tr> <td>注文証拠金</td> <td>未約定の注文に係る証拠金</td> </tr> <tr> <td>証拠金維持率</td> <td>取引内容に対する証拠金の余力の割合</td> </tr> <tr> <td>評価損益</td> <td>その時点のポジションに対する未決済スワップ金額を含む評価額</td> </tr> <tr> <td>建玉評価損益</td> <td>その時点のポジションに対する評価額（スワップ含まず）</td> </tr> <tr> <td>建玉可能額</td> <td>新規建玉に利用できる証拠金額</td> </tr> <tr> <td>出金可能額</td> <td>預託証拠金残高と代用証券評価額の合計額のうち出金予約できる金額</td> </tr> </tbody> </table>	用語	説明	預託証拠金残高	取引日基準における現金の証拠金残高	代用証券評価額	代用有価証券の証拠金としての評価額	ポジション必要証拠金	その時点のポジションを持つために必要な証拠金	注文証拠金	未約定の注文に係る証拠金	証拠金維持率	取引内容に対する証拠金の余力の割合	評価損益	その時点のポジションに対する未決済スワップ金額を含む評価額	建玉評価損益	その時点のポジションに対する評価額（スワップ含まず）	建玉可能額	新規建玉に利用できる証拠金額	出金可能額	預託証拠金残高と代用証券評価額の合計額のうち出金予約できる金額
用語	説明																																								
預託証拠金残高	取引日基準における現金の証拠金残高																																								
代用証券評価額	代用有価証券の証拠金としての評価額																																								
ポジション必要証拠金	その時点のポジションを持つために必要な証拠金																																								
注文証拠金	未約定の注文に係る証拠金																																								
証拠金維持率	取引内容に対する証拠金の余力の割合																																								
評価損益	その時点のポジションに対する未決済スワップ金額を含む評価額																																								
建玉評価損益	その時点のポジションに対する評価額（スワップ含まず）																																								
建玉可能額	新規建玉に利用できる証拠金額																																								
出金可能額	預託証拠金残高と代用証券評価額の合計額のうち出金予約できる金額																																								
用語	説明																																								
預託証拠金残高	取引日基準における現金の証拠金残高																																								
代用証券評価額	代用有価証券の証拠金としての評価額																																								
ポジション必要証拠金	その時点のポジションを持つために必要な証拠金																																								
注文証拠金	未約定の注文に係る証拠金																																								
証拠金維持率	取引内容に対する証拠金の余力の割合																																								
評価損益	その時点のポジションに対する未決済スワップ金額を含む評価額																																								
建玉評価損益	その時点のポジションに対する評価額（スワップ含まず）																																								
建玉可能額	新規建玉に利用できる証拠金額																																								
出金可能額	預託証拠金残高と代用証券評価額の合計額のうち出金予約できる金額																																								

	$\text{預託証拠金残高} + \text{代用証券評価額} - (\text{ポジション必要証拠金} + \text{注文証拠金} + \text{出金予約額}) - \text{約定評価損 (ただし、その上限額は (預託証拠金残高} - \text{出金予約額) の額まで)}$
代用引出可能額	<p>預託証拠金残高と代用証券評価額の合計額のうち、代用有価証券をDMM株<b>アカウント</b>へ振替できる金額</p> $\text{預託証拠金残高} + \text{代用証券評価額} - (\text{ポジション必要証拠金} + \text{注文証拠金} + \text{出金予約額} + \text{売却済代用証券評価額}) - \text{約定評価損 (ただし、その上限額は代用証券評価額まで)}$
純資産額	<p>預託証拠金残高と代用証券評価額に評価損益を加え、出金予約額を差し引いた額</p>
追加証拠金額	<p>毎営業日の証拠金維持率判定において、証拠金維持率が100%を下回った場合に発生するポジション必要証拠金の不足額</p> <p>証拠金維持率判定時刻におけるポジション必要証拠金額 - 純資産額</p>

	$\text{預託証拠金残高} + \text{代用証券評価額} - (\text{ポジション必要証拠金} + \text{注文証拠金} + \text{出金予約額}) - \text{約定評価損 (ただし、その上限額は (預託証拠金残高} - \text{出金予約額) の額まで)}$
代用引出可能額	<p>預託証拠金残高と代用証券評価額の合計額のうち、代用有価証券をDMM株<b>口座</b>へ振替できる金額</p> $\text{預託証拠金残高} + \text{代用証券評価額} - (\text{ポジション必要証拠金} + \text{注文証拠金} + \text{出金予約額} + \text{売却済代用証券評価額}) - \text{約定評価損 (ただし、その上限額は代用証券評価額まで)}$
純資産額	<p>預託証拠金残高と代用証券評価額に評価損益を加え、出金予約額を差し引いた額</p>
追加証拠金額	<p>毎営業日の証拠金維持率判定において、証拠金維持率が100%を下回った場合に発生するポジション必要証拠金の不足額</p> <p>証拠金維持率判定時刻におけるポジション必要証拠金額 - 純資産額</p>

16. 証拠金の入金・出金、代用有価証券の振替

(1) 現金の入金

入金は円貨のみの取扱いとなります。お客様による証拠金等の入金は、当社指定銀行口座への振込に限られます。当社指定銀行口座に振り込まれた証拠金等については、かかる入金を当社が確認した時点でおお客様の取引**アカウント**に反映されるため、振込から取引**アカウント**への反映ま

16. 証拠金の入金・出金、代用有価証券の振替

(1) 現金の入金

入金は円貨のみの取扱いとなります。お客様による証拠金等の入金は、当社指定銀行口座への振込に限られます。当社指定銀行口座に振り込まれた証拠金等については、かかる入金を当社が確認した時点でおお客様の取引**口座**に反映されるため、振込から取引**口座**への反映までの間に一定

での間に一定の時差が生じる可能性がありますのでご注意ください。なお当社指定銀行口座への振込の際の振込手数料は、お客様負担といたします。また、入金にはDMM CFD、DMM株及びDMMバナーシーの取引アカウントをお持ちで出金可能額がある場合は、振替入金を行うことができます。

入金はクイック入金（オンライン入金）もご利用頂けます。ただし、クイック入金をご利用頂いた場合でも、即時に入金が反映されることを保証するものではありません。お客様のお手続きが最後まで正しく完了しなかったこと又はシステムのエラー等により、アカウントへの反映が翌営業日以降になる場合がありますので、ご注意ください。

ご入金を頂く際の振込名義人名は本取引システムのお取引アカウント名義人名と同一のものに限ります。

振込名義人名とお取引アカウント名義人名が相違することが判明した際は、本取引システムにおける入金処理及び売買発生後といえども当該振込入金の取り消しを行うこととします。これにより発生するリスク及び、ご利用の金融機関での取消し（組戻し）で発生する費用等は、全てお客様にご負担頂きますので、ご注意ください。

クイック入金、振替入金は、定期メンテナンスや臨時メンテナンスを行う時間帯はご利用頂くことができません。また、システム障害の内容によってはご利用頂くことができない場合があります。なお、当社指定銀行口座への振込の際の振込手数料は、お客様負担といたします。ただし、クイック入金をご利用の際の振込手数料は当社負担といたします。

※クイック入金とはオンラインにて当社提携金融機関よりお客様のアカウントにお振込ができるサービスです。

※振替入金とは、お取引アカウント間の資金の出金可能額を振替ができるサービスです。

の時差が生じる可能性がありますのでご注意ください。なお当社指定銀行口座への振込の際の振込手数料は、お客様負担といたします。また、入金にはDMM CFD、DMM株及びDMMバナーシーの取引口座をお持ちで出金可能額がある場合は、振替入金を行うことができます。

入金はクイック入金（オンライン入金）もご利用頂けます。ただし、クイック入金をご利用頂いた場合でも、即時に入金が反映されることを保証するものではありません。お客様のお手続きが最後まで正しく完了しなかったこと又はシステムのエラー等により、口座への反映が翌営業日以降になる場合がありますので、ご注意ください。

ご入金を頂く際の振込名義人名は本取引システムのお取引口座名義人名と同一のものに限ります。

振込名義人名とお取引口座名義人名が相違することが判明した際は、本取引システムにおける入金処理及び売買発生後といえども当該振込入金の取り消しを行うこととします。これにより発生するリスク及び、ご利用の金融機関での取消し（組戻し）で発生する費用等は、全てお客様にご負担頂きますので、ご注意ください。

クイック入金、振替入金は、定期メンテナンスや臨時メンテナンスを行う時間帯はご利用頂くことができません。また、システム障害の内容によってはご利用頂くことができない場合があります。なお、当社指定銀行口座への振込の際の振込手数料は、お客様負担といたします。ただし、クイック入金をご利用の際の振込手数料は当社負担といたします。

※クイック入金とはオンラインにて当社提携金融機関よりお客様の口座にお振込ができるサービスです。

※振替入金とは、お取引口座間の資金の出金可能額を振替ができるサービスです。

※クイック入金とは即時入金を保証するものではなく、お客様による手続きや通信回線状況等の不具合によっては入金翌営業日以降になることがあります。この場合に生じた損失、機会利益の逸失、費用負担について当社は一切の責任を負いません。

※クイック入金において、インターネット回線の切断あるいは瞬間的な接続障害や振込手続き完了前に「閉じる」ボタンにてブラウザを閉じてしまった場合などには、入金エラーとなり、お取引アカウントにご入金が入座に反映されない場合があります。この場合に生じた損失、機会利益の逸失、費用負担についても当社は一切の責任を負いません。また、クイック入金エラーは上記原因のみとは限りません。

※クイック入金の上限額は、1回につき1億円未満、下限額は1回につき5,000円となります。

※海外からのご入金は受付出来ません。また、海外にある銀行口座等への出金も出来ません。

※金融機関のサイト変更等により、一部又は全部の取引ツールからのクイック入金をご利用いただけなくなる場合があります。

※当社提携金融機関であっても、「個人アカウント」または「法人アカウント」でクイック入金をご利用いただけない場合があります。

## (2) 現金の出金

預託された証拠金は、出金可能額の範囲で出金予約することができます。

なお、出金が可能な額は、出金依頼時と実際の出金時の双方において判断させていただきます。従いまして、出金依頼後、当社が出金処理を行うま

※クイック入金とは即時入金を保証するものではなく、お客様による手続きや通信回線状況等の不具合によっては入金翌営業日以降になることがあります。この場合に生じた損失、機会利益の逸失、費用負担について当社は一切の責任を負いません。

※クイック入金において、インターネット回線の切断あるいは瞬間的な接続障害や振込手続き完了前に「閉じる」ボタンにてブラウザを閉じてしまった場合などには、入金エラーとなり、お取引口座にご入金が入座に反映されない場合があります。この場合に生じた損失、機会利益の逸失、費用負担についても当社は一切の責任を負いません。また、クイック入金エラーは上記原因のみとは限りません。

※クイック入金の上限額は、1回につき1億円未満、下限額は1回につき5,000円となります。

※海外からのご入金は受付出来ません。また、海外にある銀行口座等への出金も出来ません。

※金融機関のサイト変更等により、一部又は全部の取引ツールからのクイック入金をご利用いただけなくなる場合があります。

※当社提携金融機関であっても、「個人口座」または「法人口座」でクイック入金をご利用いただけない場合があります。

## (2) 現金の出金

預託された証拠金は、出金可能額の範囲で出金予約することができます。

なお、出金が可能な額は、出金依頼時と実際の出金時の双方において判断させていただきます。従いまして、出金依頼後、当社が出金処理を行うま

での間に、ロスカットの発生等により純資産額が 0 円未満となった場合や、追加証拠金制度にかかる証拠金維持率判定において追加証拠金が発生した場合、また、当社が出金処理を行う時点で預託証拠金残高が出金予約額を下回っていた場合には、出金予約を取り消し、出金を中止させて頂きます。

出金の手続きを取られた場合、出金依頼日から原則として 3 営業日以内にお客様名義の指定金融機関口座に送金いたします。出金時の振込手数料は当社で負担いたしますが、出金のお取り扱いは原則として 1 日 1 回、かつ、2,000 円以上の金額とさせていただきます。ただし、全額出金のご依頼の際はこの限りではありません。

※出金予約をされたのち、取引アカウントにおける純資産額がマイナスになった場合、出金予約を取消させていただいたうえ、そのマイナス分と相殺させていただきます。

### (3) 代用有価証券の振替（入庫）

DMM 株でお預かりの有価証券（NISA 口座、ジュニア NISA 口座での預かりを除きます）のうち、当社が代用有価証券として認めているものについては、お客様の指示により代用有価証券として振替を行うことができます。代用有価証券の振替の指示は、国内株式営業日の 07 時 00 分～15 時 30 分の間でのみ行うことができます。

代用有価証券の証拠金への反映は、振替指示が行われた翌国内株式営業日の 07 時 00 分（夏時間は 06 時 00 分）に反映されます。従いまして、祝祭日の前日や年末年始等を挟んで振替指示を行った場合には、国内株式市場が休場となる日は、DMM FX アカウントへの証拠金としての反映が行われなため注意が必要となります。

での間に、ロスカットの発生等により純資産額が 0 円未満となった場合や、追加証拠金制度にかかる証拠金維持率判定において追加証拠金が発生した場合、また、当社が出金処理を行う時点で預託証拠金残高が出金予約額を下回っていた場合には、出金予約を取り消し、出金を中止させて頂きます。

出金の手続きを取られた場合、出金依頼日から原則として 3 営業日以内にお客様名義の指定金融機関口座に送金いたします。出金時の振込手数料は当社で負担いたしますが、出金のお取り扱いは原則として 1 日 1 回、かつ、2,000 円以上の金額とさせていただきます。ただし、全額出金のご依頼の際はこの限りではありません。

※出金予約をされたのち、取引口座における純資産額がマイナスになった場合、出金予約を取消させていただいたうえ、そのマイナス分と相殺させていただきます。

### (3) 代用有価証券の振替（入庫）

DMM 株でお預かりの有価証券（NISA 口座、ジュニア NISA 口座での預かりを除きます）のうち、当社が代用有価証券として認めているものについては、お客様の指示により代用有価証券として振替を行うことができます。代用有価証券の振替の指示は、国内株式営業日の 07 時 00 分～15 時 30 分の間でのみ行うことができます。

代用有価証券の証拠金への反映は、振替指示が行われた翌国内株式営業日の 07 時 00 分（夏時間は 06 時 00 分）に反映されます。従いまして、祝祭日の前日や年末年始等を挟んで振替指示を行った場合には、国内株式市場が休場となる日は、DMM FX 口座への証拠金としての反映が行われなため注意が必要となります。

## (4) 代用有価証券の振替 (出庫)

DMM FX で証拠金として使用している代用有価証券は、代用引出可能額の範囲で振替予約を行うことができます。当該振替予約は、国内株式営業日の 07 時 00 分～15 時 30 分の間でのみ行うことができます。ただし、代用引出可能額以内の金額であったとしても、指示した金額が 1 単元の価格に満たない場合、若しくは 1 単元に満たない部分については、当該代用有価証券の振替はできません (DMM FX アカウント で代用有価証券として使用している期間に株式分割等により発生した単元未満の有価証券を除く)。振替指示を行った代用有価証券は、翌国内株式営業日に DMM 株 アカウント への振替処理が完了しますが、振替の指示を当社が受け付けた時点で、預託証拠金から代用有価証券評価額が控除されるため、ポジションを保有している場合は、証拠金維持率の低下に注意が必要となります。

(17. ～24. 省略)

## 25. ご契約の終了事由

当社の店頭外国為替証拠金取引 (DMM FX) 約款に掲げる事由に該当した場合 (主なものは次のとおりです。)、FX 取引 アカウント (DMM FX) は解約されます。

- ・お客様が当社に対し本取引の解約の申し入れをしたとき
- ・お客様が法令等及び店頭外国為替証拠金取引 (DMM FX) 約款、その他関連する規定の内容に違反し、当社が解約を通告したとき

## (4) 代用有価証券の振替 (出庫)

DMM FX で証拠金として使用している代用有価証券は、代用引出可能額の範囲で振替予約を行うことができます。当該振替予約は、国内株式営業日の 07 時 00 分～15 時 30 分の間でのみ行うことができます。ただし、代用引出可能額以内の金額であったとしても、指示した金額が 1 単元の価格に満たない場合、若しくは 1 単元に満たない部分については、当該代用有価証券の振替はできません (DMM FX 口座 で代用有価証券として使用している期間に株式分割等により発生した単元未満の有価証券を除く)。振替指示を行った代用有価証券は、翌国内株式営業日に DMM 株 口座 への振替処理が完了しますが、振替の指示を当社が受け付けた時点で、預託証拠金から代用有価証券評価額が控除されるため、ポジションを保有している場合は、証拠金維持率の低下に注意が必要となります。

(17. ～24. 省略)

## 25. ご契約の終了事由

当社の店頭外国為替証拠金取引 (DMM FX) 約款に掲げる事由に該当した場合 (主なものは次のとおりです。)、FX 取引 口座 (DMM FX) は解約されます。

- ・お客様が当社に対し本取引の解約の申し入れをしたとき
- ・お客様が法令等及び店頭外国為替証拠金取引 (DMM FX) 約款、その他関連する規定の内容に違反し、当社が解約を通告したとき

- ・お客様が当社に対する届出事項について虚偽の届出を行っていたことが判明したとき
- ・お客様が反社会的勢力の団体及び団体員並びに団体関係者に該当すると当社が判断したとき
- ・お客様の登録アカウントのお取引及び全ての残高がなくなった後、相当期間が経過したとき
- ・その他、やむを得ない事由により、当社が取引を継続することが不適切であると認めたとき

#### 店頭外国為替証拠金取引の手続きについて

お客様が当社と店頭外国為替証拠金取引を行われる際の手続きの概要は次のとおりです。

##### 1. 取引の開始

###### a. 本説明書の交付を受ける

はじめに、当社から本説明書が交付されますので、店頭外国為替証拠金取引の概要やリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の確認書をご提出下さい。

###### b. 店頭外国為替証拠金取引アカウントの設定

店頭外国為替証拠金取引の開始に当たっては、原則として当社 Web サイト上の店頭外国為替証拠金取引お申込フォームに必要事項を入力頂き、店頭外国為替証拠金取引アカウントを設定して頂きます。その際、ご本人である旨の確認書類をご提示して頂きます。なお、当社では取引開始基準を設け、年齢・金融資産・取引経験等を勘案し、お

- ・お客様が当社に対する届出事項について虚偽の届出を行っていたことが判明したとき
- ・お客様が反社会的勢力の団体及び団体員並びに団体関係者に該当すると当社が判断したとき
- ・お客様の開設口座のお取引及び全ての残高がなくなった後、相当期間が経過したとき
- ・その他、やむを得ない事由により、当社が取引を継続することが不適切であると認めたとき

#### 店頭外国為替証拠金取引の手続きについて

お客様が当社と店頭外国為替証拠金取引を行われる際の手続きの概要は次のとおりです。

##### 1. 取引の開始

###### a. 本説明書の交付を受ける

はじめに、当社から本説明書が交付されますので、店頭外国為替証拠金取引の概要やリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の確認書をご提出下さい。

###### b. 店頭外国為替証拠金取引口座の設定

店頭外国為替証拠金取引の開始に当たっては、原則として当社 Web サイト上の店頭外国為替証拠金取引お申込フォームに必要事項を入力頂き、店頭外国為替証拠金取引口座を設定して頂きます。その際、ご本人である旨の確認書類をご提示して頂きます。なお、当社では取引開始基準を設け、年齢・金融資産・取引経験を勘案し、お取引口

取引アカウント登録につき当社で審査を実施させていただいた後に、当社が承諾した場合にのみお取引アカウントを登録させていただきます。

(2. ～ 5. 省略)

6. 手数料

アカウント管理費、取引手数料は無料です。

(以下、省略)

店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為

(内容省略)

店頭外国為替証拠金取引及びその受託に関する主要な用語の定義

(内容省略)

金融商品取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について

(内容省略)

令和6年8月24日 改訂

口座開設につき当社で審査を実施させていただいた後に、当社が承諾した場合にのみお取引口座を開設させていただきます。

(2. ～ 5. 省略)

6. 手数料

口座管理費、取引手数料は無料です。

(以下、省略)

店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為

(内容省略)

店頭外国為替証拠金取引及びその受託に関する主要な用語の定義

(内容省略)

金融商品取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について

(内容省略)